

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の建設等の資金に充てるため、那覇市一般廃棄物処理施設建設等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、[第1条](#)に規定する資金に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

[この条例](#)は、平成7年4月1日から施行する。